

## 出雲市農業委員会（第1期）第12回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年6月25日 午前9時00分～11時40分  
午後2時40分～3時30分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 大会議室（AM）  
1階 くにびき大ホール（PM）

3. 出席委員（24名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	原 孝治
津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見	塩野 一男
持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤さゆみ	若槻 博美
勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄	

4. 提出議題

[1] 報告

報第30号 会長専決処分の報告  
報第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

[2] 議案

議第73号 平成30年度第4回出雲農業振興地域整備計画の変更について  
議第74号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について  
議第75号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について  
議第76号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について  
議第77号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について  
議第78号 農地転用事業計画変更申請決定について  
議第79号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明について  
議第80号 非農地証明について  
議第81号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について  
(農地法施行規則第17条第2項)  
議第82号 宍道湖西岸地区広域産地収益力向上基盤整備基本構想について  
議第83号 農泊事業実施に係る農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める市町村計画の変更について

会長あいさつ

5. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超える場合の成立を宣する。署名委員に議

席番号 23番 勝部隆司委員と2番 大梶泰男委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第30号会長専決処分の報告、報第31号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第30号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第11回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聞く案件、農地法第4条1件及び農地法第5条5件については、6月11日開催の島根県農業会議第27回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいたしております。農地法第4条1件、農地法第5条5件を、常設審議委員会当日の6月11日付けで許可決定しております。

また、第7回総会で承認いたしました案件の内、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、農地法第5条1件を6月12日付けで許可決定いたしております。

次に、第10回総会で農地法第3条買受適格証明の承認を行った1案件について、最高価格となったことにより、農地法第3条の申請があり、内容に変更がないことを確認し、申請日の6月13日付けで許可を決定しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第31号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主事 それでは、報第31号について、説明します。報告資料の1ページから37ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号60番から215番の156件の通知がありました。解約事由は、借人の都合によるものが14件、耕作者の変更によるものが9件、土地改良事業の伴う換地による旧地番の解約によるものが130件、農地法第5条申請のためが1件、中間管理事業による売買によるものが2件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長 報第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第32号について、説明します。報告資料の38ページ以降をご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第40番から第54番までの15件でした。取得事由は、15件全てが相続です。

受付番号50番については、あっせん希望がでており、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、6月6日付けで通知を出しています。

以上報告いたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。議第73号平成30年度第4回出雲農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。農業振興課農政企画係の方から内容について、説明をお願いします。

金山主任 それでは議第73号について説明いたします。事前にお配りしております資料の確認をお願いいたします。資料、案件ともにたくさんございますが、時間の都合もありますので、ポイントとなる部分を中心にご説明申しあげます。

それではまず、出雲農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。1ページですが、「第1 変更の理由」といたしまして、(1) 変更の総括的内容を記載しております。本文の終わりの方、「しかし」以降に書いてありますが、出雲市においては、農振法の施行（昭和44年）以前から特に平野部において、鉄道の駅や学校等の公共施設周辺に集落が発展してきた経緯があり、このような農業集落におきましては恒常的に農地転用が生じております。

このため、出雲市におきましては、やむを得ず年2回の農用地利用計画の変

更（いわゆる個別事情による農振農用地区域からの除外）を行うこととしています。今回の変更では、全体で85件、637アールを農用地区域から除外し、1件、3アールを編入する計画です。前回は、97件、721アールを農用地区域から除外し、4件、4アールを編入しました。除外の件数、面積ともに減少しました。

2ページをご覧ください。「第2 変更計画の概要」ですが、これは除外する土地の目的を記載しております。変更理由のところの、上から、工場事務所用地256アール、公用公共用施設用地10アール、一般住宅用地320アール、農家住宅用地9アール、その他墓地、境内地等32アールとなっています。

3ページ、上段（2）は農用地区域に含める土地の内訳です。いわゆる編入する土地ですが、今回の編入予定は佐田町で1件、3アールです。

下段（3）は用途区分の変更でございますが、今回変更はございません。

4ページ、上段（4）農用地利用計画変更総括表です。いちばん左の欄をご覧ください。変更前において農振農用地の農地面積は869, 407アールございます。その隣、右側の欄に将来という欄が設けてあります。これは農振農用地の将来における目標面積となります。将来というのは、計画策定から10年後をさしています。この将来の目標面積が864, 912アールを目標としています。将来目標が減っておりますが、これは新規に森林・原野を農地として開発し農地を増やすといった予定がない中で、出雲市においては除外転用の圧力が高いわけですが、それでも1年間で10ヘクタールの農振農用地からの転用にとどめようという考え方から目標を設定しています。この年間10ヘクタールという数値は、ここ数年の除外実績を元に、平成25年3月に総合見直しをした出雲農業振興地域整備計画において目標数値として定めたものです。この表の下、「2 農業生産基盤の整備開発計画」以下のところは、今回変更がありません。

別紙として、変更土地調書がつけてございますが、これは変更する土地の一覧でございます。これは農用地区域の変更申出書、いわゆる除外、編入の申出書ですが、その申出書に記載された内容を整理したものです。

以上で、変更理由書の説明を終わらせていただきまして、次に個別の案件についてご説明させていただきます。個別案件につきましては、プロジェクトを使って資料や現場写真を映写して説明いたします。

出一A1—1です。西林木町で、1, 116m<sup>2</sup>の田を市内建設会社が近隣の

寺院への貸駐車場にするものです。申出者の代表者の実家の寺院の駐車場が不足しているため、貸出すものあります。代替性については、お寺の諸条件を満たす非農地はなく、代替性は無いと認められます。

出一A 2—4 です。矢尾町で5, 467 m<sup>2</sup>の農用地を市内の宅建業者が建売分譲を行うものです。申出者は、230 m<sup>2</sup>程度の区画に17戸住宅を建てる計画で位置指定道路により国道431号と市道高浜75号線に接道します。生活排水は農業集落排水につなぐ計画です。申出地は、国道431号線で南側の圃場と分断されており、周辺農地への集団性に支障はありません。

出一A 3—6 です。矢野町で、2, 087 m<sup>2</sup>の畠をアパートにするものです。申出者は、申請地周辺は人口増加が見込まれるため、申請地でアパート経営を3棟計画されました。生活排水については、合併浄化槽で処理をされます。代替性については、矢野町で必要面積をはじめとする諸条件を満たす非農地はなく、やむなく申出となったもので、代替性はないと認められます。また、申出地は、集団的な利用がなされている場所ではなく、周辺農地の営農にも支障はありません。

出一A 3—12 です。武志町で2, 020 m<sup>2</sup>の田を建売分譲するものです。申出者は、市内建築事業者で、237 m<sup>2</sup>の区画に7戸を建売分譲する計画をしています。生活排水は合併浄化槽で処理をします。位置指定道路で市道川跡222号線に接道します。申出地は一畠電車の武志駅140mの場所に位置します。申出地は、周囲が宅地に囲まれており、集団性に支障はなく、また、周辺農地の営農にも支障はありません。

出一B 1—15 です。白枝町で、2, 002 m<sup>2</sup>の田を建売分譲とするものです。申出者は、近年開発が進み、住宅建築需要の大きい白枝町で建売分譲を計画しています。申請者は6戸を建売分譲する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理します。代替性については、他の候補地も検討されましたが、建売分譲用地として整備できる適地がありませんでした。東側、西側は宅地であり、農地の集団性に支障はなく、周囲に農地は残らず、周辺地域の営農にも支障はありません。

出一B 1—17 です。浜町で、1, 057 m<sup>2</sup>の田を市内の運送会社が車輌置き場を計画するものです。現在の車輌置き場の東側にトレーラー4台、従業員用の普通車輌20台分の車輌置き場を確保されます。選定条件として、重量車輌のため、地盤の振動等が発生するため、代替性はないと認められます。また、

申出地は、個別農業者により耕作されている場所で、申請地西側は既存の車輛置き場、北側は水路、南側と西側は道路に面し、広がりのない農地で、集団化に支障はありません。

出一B 1—2 3です。小山町で、1, 566 m<sup>2</sup>の畠を賃貸住宅とするものです。申出者は、申請地は市の中心部に近く、一部が第1種住居地域に含まれるので、賃貸住宅の需要が見込まれる土地と判断され賃貸住宅の需要が見込まれる土地と判断され賃貸住宅の建設計画をされました。規模としては、共同住宅2棟20世帯です。代替性については、他の非農地も検討されましたが、適地は見つからず、申請地は農地の集団性に支障が無いためやむなく選定されており、代替性はないと認められます。

出一B 1—2 4です。江田町で、4, 408 m<sup>2</sup>の田と宅地の5, 965 m<sup>2</sup>と合わせた10, 373 m<sup>2</sup>で、鳥取市湖山町の運送会社が支店用地として整備する計画です。現在の市内にある支店では、宅配便等の増加により現在の場所が、手狭になり、また、交通安全面の課題も多く、新たな支店用地を県道斐川出雲大社沿いの申請地で計画しました。現在の市内にある支店については自己所有地2, 947 m<sup>2</sup>（売却予定）、借地4, 262 m<sup>2</sup>（地主に返還）される予定です。代替地について、都市計画用途区域内では、車両の出入りができるような適地が無く、用途地域外の非農地も探したが、必要な面積を確保できる土地が見つかりませんでした。申請地の北側は宅地で、東側、南側、西側は公衆用道路に囲まれた土地であり、集団性に支障はありません。

出一B 1—2 5です。八島町で1, 415 m<sup>2</sup>の農用地を既存の宅地を利用して、都市との交流施設として、農業体験、地産の農産物の使った料理及び直売所、石焼パン、ジビエ料理、民泊並びにドッグランとして整備する計画です。代替性については、用途地域内の土地は、ドッグランは近隣住民の理解が得られず、都市との交流を図る目的の本計画は自然環境に恵まれ、安全性、快適性を確保することが重要となり、これらの条件を満たす非農地はなく、地元協議の結果も含め、検討した中で最も営農に支障がない当該地を選定しており、代替性はないと認められます。

大一C 1—6 5です。大社町中荒木で、1, 580 m<sup>2</sup>の畠を、社会福祉法人が施設に隣接する研修棟建設する計画です。代替地について、既存の施設に接続する形で、研修棟を建設したいため申請地の他に代替えとなる土地は無い。申請地は、条件を満たし、周辺農地の営農にも支障はありません。

大一C 1—7 0です。大社町中荒木で、2, 092 m<sup>2</sup>の畠を宅建業者の申請人建売分譲とするものです。233 m<sup>2</sup>～266 m<sup>2</sup>に分割し、7棟の建設を予定しています。位置指定道路により、市道に接道します。生活排水は公共下水道

に接続する計画です。代替性については、申請地周辺は近くに学校もあり、住宅地のニーズが高い、非農地も検討したが、充分の広さが得られない土地であったため、周囲の営農に支障がない申出地を選定されており、代替性はないと認められます。

藤山主任　斐-A 3-5 です。斐川町神冰で電気部品製造会社の駐車場用地です。前回の8月除外の6, 701m<sup>2</sup>の申し出に続きまして、今回は14, 075m<sup>2</sup>（合わせますと20, 776m<sup>2</sup>）の駐車場用地の申し出となっています。駐車台数は538台程度を見込んでおり、前回申出地と合わせますと771台程度になります。

昨年の8月の申し出から今回の2月の申し出まで半年しか経過していませんが、目まぐるしく変化する市場、経営環境に対応すべく既存工場での増産、出雲斐川工業団地での工場建設を勘案して、2020年度末までの増員計画を700人から1180人に上方修正され、それに伴い駐車場の計画も見直されました。代替性については、前回同様で会社までの通勤距離、面積、台数を踏まえたものであり。代替性はないと認められます。

斐-B 4-10 です。斐川町出西の1, 050m<sup>2</sup>の畠を陶磁器製造のため、資材置き場及び駐車場として利用する計画です。今まで使用されていた駐車場は店舗用地と使用されるため、15台分の駐車場用地と250m<sup>2</sup>の資材置き場として利用されます。代替性については、駐車場利用の面から事業所から200m以内の非農地を検討されましたが、該当する非農地がなく、周囲の営農に支障がない申出地を選定されており、代替性はないと認められます。

金山主任　以上で計画面積が1, 000m<sup>2</sup>以上の主要な案件についての説明を終わりますが、今年の2月に書類による申出を受けた後に、出雲市農業委員会事務局、島根県の農業振興地域制度担当部局、その他の機関と書類審査、現地確認を行ってまいりました。その結果、その後の転用も含め、除外はやむをえないものといたしまして、今後島根県の同意が見込まれるものです。

なお、書類の提出があったのですが、農振法の5つの除外要件や市で定めた基準、又は転用の確実性が見込めないため等で除外しないこととしたものが1件、除外済みの区域内と判明したものが9件あります。

農振法の除外要件は、農業振興地域整備の達成に支障が無いようにとの観点から設けられているものであり、除外要件については、関係機関と連携し慎重に審査したところでございますので、今回の変更案はやむをえないものと考えています。

個別の案件につきましては、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろし

くお願いします。

議長 担当から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

大槻委員 無断転用、追認案件が19件ございますが、理由について教えてください。

金山主任 必要に迫られ、やむを得ず駐車場としていたもの、宅地の一部となっていたものなどございます。既存の施設に接したもののが多かったように思います。また、無断転用の時期については、いつからされていたか不明で、相続時に判明したものがございます。

議長 よろしいでしょうか。

他にご質問などございませんか。

勝部委員 電気部品製造会社の案件について、地元の意見、交通渋滞の緩和等協議の状況についてお尋ねします。

藤山主任 渋滞の問題については、支所、担当部署と協議は行っています。また、工業団地に新たに工場が建設されると、新川道路の交通量が多くなることが懸念されることから、全体の道路行政と連携して対応していかなければならないとの認識はございますが、具体的な方策は出されていません。徐々に対応していくと考えています。

地元の意見としては、横断歩道を利用しない方が多い、通勤ルート通りに走ってほしい、信号交差点の改良の要望などの意見が出されており、これらも含めて対応していきたいと考えています。

議長 ほかにございませんか。

江角委員 斐川の案件の雨水対策について、今まで田ですので、湛水機能があり一度に排水路に流れることは無かったのですが、駐車場となると一度に排水路に流れる影響があると思いますが、排水について検討がされていますか。排水対策は十分でしょうか。

排水はどこにされますか。

藤山主任 後ほど調べて回答します。

江角委員 被害が出ないよう対策をお願いします。

議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第73号平成30年度第4回出雲農業振興地域整備計画の変更について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第73号を承認いたします。

次に、議第74号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第74号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、6月29日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、333筆、537,006.51m<sup>2</sup>、うち新規の設定が47筆、47,390.51m<sup>2</sup>、再設定が286筆、489,616.00m<sup>2</sup>です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄、4筆、4,523m<sup>2</sup>です。また円滑化事業分が、3ページの左上の表の合計①欄、23筆、22,824.00m<sup>2</sup>で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、306筆、509,659.51m<sup>2</sup>となっています。

続いて、使用賃借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、137筆、138,440.00m<sup>2</sup>、うち新規の設定が77筆、71,249.00m<sup>2</sup>、再設定が60筆、67,191.00m<sup>2</sup>です。

この内訳は相対分が2ページ右下の表の合計②欄、16筆、16,586

m<sup>2</sup>、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、41筆、34,998m<sup>2</sup>、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、80筆、86,856m<sup>2</sup>となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。470筆、675,446.51m<sup>2</sup>です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

45ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び46ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、15筆、26,383m<sup>2</sup>です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、5月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議題となっております議第74号のうち、7ページの1300-96番及び9ページの1300-102番の2案件が農業委員関与案件です。

先ず、7ページの1100-96番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番恩村光則委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第74号のうち受付番号1300-96番について、承認される方の挙手を求めます。

議長 举手全員と認めます。よって受付番号1300-96番を承認いたします。

ここで恩村委員の除斥を解除いたします。

続いて、9ページの受付番号1300-102番を先議案件といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番神田伯委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第74号のうち受付番号1300-102番について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって受付番号1300-102番を承認いたします。  
ここで神田委員の除斥を解除いたします。

続きまして、議第74号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1300-96番及び1300-102番の2案件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第74号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1300-96番及び1300-102番の2案件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第74号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1300-96番及び1300-102番の2案件を除くすべての案件を承認いたします。

次に、議第75号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第75号農地法第3条の規定による申請について説明します。

出雲市農業委員会（第1期）第12回総会議案の1ページ、申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転が7件、使用貸借権設定が1件ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。

受付番号13番です。譲渡人は高齢により労力不足であるため、息子である

受人に贈与するものです。所有権移転後も、従前と変わらず受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号 14 番です。譲渡人は遠隔地へ転居し耕作不便であるため、申請地の隣接農地を所有し、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畠として野菜を栽培される計画です。

受付番号 15 番です。譲渡人は遠隔地に居住し耕作不便であるため、申請地近隣の農地を所有し、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畠として野菜を栽培される計画です。

受付番号 16 番です。これは同一世帯内における贈与の案件になります。渡人と受人は夫婦であり、現在農業を主体的に行っている受人へ贈与するものです。所有権移転後も従前と同様に受人とその世帯員がそれぞれ田、畠として耕作されます。

受付番号 17 番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、申請地の隣接地を所有する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が隣接の自己所有地と一体的に畠として栽培される計画です。

受付番号 18 番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、申請地の隣接地を所有する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畠として野菜を栽培される計画です。

受付番号 19 番です。譲渡人は畠作の規模を縮小するにあたり、当該申請地を近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畠として野菜を栽培される計画です。

受付番号 20 番です。こちらは農業者年金受給に関する経営移譲のための使用貸借権の設定となります。これまで貸人とその息子を借人とする貸借契約が設定されておりましたが、この度その息子さんが農業者年金を受給する年齢に達したため、貸人の孫である借人と新たに貸借契約を設定するものです。前借人と借人は同一世帯であるため、使用貸借権設定後も従前と同様に該当地を耕作されます。

以上受付番号 13 番から 20 番については 5 ページ及び 6 ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第 75 号農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請

決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員と認めます。よって議第75号を承認いたします。

次に、議第76号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事　それでは議第76号、農地法第4条の申請について説明します。

議案書は7ページ、参考資料は1ページから12ページになります。

今月は6件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件はありません。

なお、7月開催予定の第28回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

また、説明案件基準には該当しませんが、事後案件が1件ございました。農地法の知識が充分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないものと判断しました。事業者には始末書の提出を求め、再び同様のことがないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全6案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

これで説明を終わります。

議長　事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長　質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第76号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手、全員と認めます。

よって議第76号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に議第77号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第78号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第77号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は8ページから12ページ、説明資料は1ページから6ページ、参考資料は13ページから50ページです。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が19件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が1件で合計22件提出されております。今月の説明案件は2件ございます。

なお、7月開催予定の第28回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは4件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書9ページの受付番号62番についてご説明いたします。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は大社町にあります、特別養護老人ホーム「いなさ園」から北に向かい、馬渡橋を渡って右手にある畠です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『工場用地拡張』です。転用面積は1,005m<sup>2</sup>で、すべて畠です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法第5条第2項第2号に規定する「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で清掃用具のクリーニング業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、工場用地を拡大する計画です。計画者は、事業の取扱量の増加に対応するために製品の出荷スペースが必要なため、作業場を建設し、同時に業務用の駐車場を6台分造成し、また出荷遺品のストックヤードを設置することを計画し、既存工場に隣接する当該地を選定されています。資金計画につきましては、所要資金額2,070万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金証書を確認しています。

続いて、議案書10ページの受付番号67番についてご説明いたします。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は、スーパーセンタートライアル斐川店から南に約300m行ったところにある畠です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,798m<sup>2</sup>で、全て畠です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、松江市で介護福祉業及び不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地を造成する計画です。本申請地で11区画の宅地及び位置指定道路を造成するという全体の分譲計画となります。資金計画につきましては、所要資金額4,900万円で、

これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議第78号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

議案書は13ページ、説明資料は7ページから9ページ、参考資料は51ページから52ページになります。今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が3件、移転を伴わない変更が1件提出されております。なお、所有権移転を伴う変更については、位置図等の参考資料は5条申請の欄に併せて載せてあります。

事業計画変更については、今月分の説明案件は1件ございます。

それでは、個別の案件について説明します。議案書13ページの受付番号5番についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は特別養護老人ホーム「湖水苑」から西に約200m行ったところにある畠です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『駐車場』で、転用面積は870m<sup>2</sup>です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内在住の自営業者で、豆腐店を営んでいます。この度、申請地を取得し、駐車場を造成する計画です。申請者は、事業をするにあたり、年々工場が狭隘になってきており、現在の事業所北側の車庫を作業スペース及び物置にする予定です。その際に不足する駐車場について、今回、事業用を4台、来客用を4台及び近隣住民用の4台の併せて12台を整備し、その他に通路、車の回転場を加えると、今回の申請面積が必要となります。資金計画につきましては、所要資金額100万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が2件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願ひいたします。

今月申請がありました5条申請22件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第77号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第78号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって議第77号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

また、議第78号を決定いたします。

ここで一旦休会とし、10分後に再開いたします。

(休会)

議長 議事を再開します。

議第79号農地法第5条第1項目的の買受適格証明について、を議題としたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 議第79号農地法第5条目的の買受適格証明について説明します。

初めに、買受適格証明について簡単に説明します。これは、公売に参加するために必要な証明で、参加する者はこの証明書を有している者に限定されます。落札しますと所有権を移転することになりますので、農地を買い受けについて、農地法3条や5条の規定による許可ができる者に、許可権者が証明書を交付することになっています。交付の手続きは農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。この事案では、農地を取得し駐車場として使用する計画ですので、農地法第5条第1項目的に該当します。今回の議案ですが、具体には松江地方裁判所が実施する農地の公売に参加するためのものであり、入札で最高価申込者となった者に対して、売却決定がなされることになります。

それでは受付番号1番の内容について、説明いたします。

議案は14ページ、説明資料は10ページ～12ページをご覧ください。転用場所の詳細な位置につきましては、11ページの位置図でご確認ください。転用目的は『貸駐車場』です。転用面積は182m<sup>2</sup>で、すべて現況畠の田です。所要面積も同様です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の都市計画区

域区分は都市計画区域内のその他の地域で、農地区分は、第2種農地となります。土地利用計画との調整につきましては、申請地は平成6年に農振除外済です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。計画者は、市内在住の会社員です。この度、公売に参加し、申出地を取得して駐車場を整備し、申出地の隣接地に住む子どもの家族に使用貸借する計画です。

資金計画につきましては、所要資金額185万4千円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明書を確認しています。

なお、この部会で承認されると、本日付で、農業委員会長名で証明書を交付します。申請人が最高価申込者又は次順位申込者となり、農地法第5条の許可申請をされた場合、証明書交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長専決で農地法第5条の許可をし、その許可書を持って土地の売却決定、買受代金納付、所有権移転登記の手続きという流れになります。

以上で説明を終わります。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

それでは、議第79号農地法第5条目的の買受適格証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第79号農地法第5条目的の買受適格証明について承認いたします。

次に、議第80号非農地証明について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第80号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の15ページ及び説明資料13ページから14ページをご覧ください。

今月は1件の申請がありました。

申請地は、佐田町大呂1122番8の田 209m<sup>2</sup>ほか2筆です。説明資料の13ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。

詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。

申請地は、傾斜地であるほか、水がかからず田として耕作不適であったことから50年以上前から耕作されておらず、現在は山林となっています。現地確

認は6月11日に板垣農業委員、石崎推進委員、事務局職員で行っています。

申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の異動はございません。

本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議長 担当農業委員さん、補足はございますか。

板垣委員 先程、西村主事から説明がありましたとおりでございます。非農地証明の承認はやむを得ないものと考えております。

議長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見はございませんか。

議長 意見、質問はないものと認めます。

議第80号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第80号を承認いたします。

次に、議第81号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第81号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、説明いたします。出雲市農業委員会では特定の農地については別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになりました。このことについて、議案4ページから5ページの一覧にありますように13件22筆の土地について、土地所有者の方から別段面積の適用を希望する申出がありました。この申出地につきましては、本日までのところで該当地区の農業委員、推進委員および隣接地区の農業委員と事務局職員で実際に現地の現況を確認しております。

それでは個別の事案について説明いたします。

まず1番は上塩治町の土地です。こちらは宅地に隣接する山際の農地です。

現在の所有者は高齢による労力不足のため、申出地隣接宅地に在住の方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月13日に塩治地区の遊木農業委員、吾郷推進委員および隣接地区の塩野農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。位置図と写真をご覧ください。ご覧のように、申出地周辺は道路よりも土地が高い場所にあり、また宅地や墓地に囲まれている小面積の土地です。現在は果樹（柿）が植えられており、今後も果樹を栽培する計画です。

2番は古志町の土地です。こちらは現在の所有者の方は会社員の方で労力不足のため、以前から申出地を利用してきた近隣居住者の方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月15日に古志地区の原農業委員、高橋推進委員および隣接地区の塩野農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。申出地は周囲が川、道路および地区の消防センターに囲まれた農地です。写真をご覧ください。上の写真の右奥にある建物が消防センターです。なお、希望者により管理・耕作が行われている状況でした。取得後は、現在と同じように花や野菜を栽培される計画です。

3番は八島町の土地です。こちらは現在の所有者が県外に在住のため耕作不便であり、申出地南側に隣接する空家に転居予定の方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月12日に、高浜地区の若槻農業委員、原推進委員および隣接地区の勝田農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。写真をご覧ください。奥に見えるのが南側に隣接している宅地です。以前の申出地は笹や竹等が生い茂っている状態でしたが、現地確認時には取得希望者によりある程度農地として利用できる程度に復元されつつある状況でした。取得後は果樹や野菜等を栽培される計画です。

4番は上島町の土地です。現在の所有者は遠隔地に住んでおり耕作不便であることから、近隣の空家に転居された方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月13日に上津地区の遊木農業委員、嘉本推進委員および隣接地区の塩野農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。写真をご覧ください。申出地は狭小な土地であり、南側は宅地に隣接しております。東側隣接地は田ですが、申出地とは高低差があり一体的な利用には向きな土地です。また、上津地区につきましては田については営農組合が耕作されますが、畑作については個人で行われているとのことです。取得後は野菜等を栽培される計画です。

5番は宇那手町の土地です。現在の所有者は高齢による労力不足であることから、近隣に居住する方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月13日に稗原地区の塩野農業委員、小畠推進委員および隣接地区の遊木農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。申出地は以前道路工事の際に嵩上げがされた土地です。写真をご覧ください。北側は田に接しておりますが、

先述のとおり嵩上げがされたため高低差が生じています。このため一体的管理には向かない土地です。取得後は野菜の栽培を計画されています。

6番は平田町の土地です。所有者は高齢による労力不足であることから、申出地隣接の宅地に居住し、該当地を以前より耕作をしている方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月7日に平田地区の岡農業委員、立石推進委員および隣接地区の恩村農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。位置図にありますとおり、申出地は2筆の小さな土地でその間には宅地があります。写真をご覧ください。上の写真の右奥にある建物がその宅地です。この奥にあるのが1978番地13です。このように両方の土地が取得希望者により管理・耕作が行われていました。取得後も現在と同じように季節野菜を栽培される計画です。

7番は万田町の土地です。所有者は相続により該当地を取得しましたが、遠隔地に居住しているために耕作ができず、申出地近隣に居住している方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月7日に西田地区の恩村農業委員、福田推進委員および隣接地区の岡農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。写真をご覧ください。申出地は草木が伸びつつある状況にある小さな土地でした。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

8番は湖陵町二部の土地です。所有者は県外在住により耕作ができないため、申出地隣接の宅地に転居予定の方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月6日に湖陵地区の秦農業委員、大野推進委員および隣接地区的板垣農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。写真をご覧ください。申出地は西側隣接の田とは高低差があり一体的管理は難しく、隣地と比べて耕作がされておらず草が伸びつつある状況でした。取得後は野菜や果樹、花等を栽培予定です。

9番は湖陵町大池の土地です。所有者は県外在住のため、所有者と親戚関係にあり申出地近隣に居住する方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月6日に湖陵地区の秦農業委員、石飛推進委員および隣接地区的板垣農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。写真をご覧ください。上が1928番地8、下が1813番2外2筆の現況写真です。前者は宅地に隣接する小面積の農地であり、後者は申出地への進入道が細く、また隣地は墓地であることから扱い手の耕作は難しい土地です。取得後は野菜や果樹等を栽培予定です。

10番は大社町遙堪の土地です。所有者は県外在住のため、申出地南側隣接の農地を所有している方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、5月28日に大社地区の大梶農業委員、内藤推進委員、松井推進委員、周藤推進委員、川上推進委員および隣接地区の小川農業委員と事務局職員で現地確認

を行いました。取得後は隣接の自己所有地と一体的に野菜等を栽培予定とのことです。

1 1 番大社町修理免の土地です。申出地は以前より所有者の親戚にあたる取得希望者が耕作してきた土地です。こちらについても、5月28日に大社地区の大梶農業委員、内藤推進委員、松井推進委員、周藤推進委員、川上推進委員および隣接地区の小川農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。取得希望者の居宅の東側にある農地であり、農地として管理されていることを確認しました。取得後も従前と同じように野菜を栽培される予定です。

1 2 番は斐川町直江の土地です。土地所有者の親戚にあたる取得希望者の宅地に隣接する農地を譲渡するための申出です。申出地は以前より希望者が耕作をしている土地です。こちらについては、6月6日に斐川町直江地区の江角農業委員、上野推進委員および隣接地区の久野農業委員、江角推進委員、高橋推進委員と事務局職員で現地確認を行いました。申出地は宅地と道路に隣接する小さな土地であり、写真のとおり希望者により管理・耕作が行われている現況でした。取得後も現在と変わらず季節野菜を栽培する計画です。

1 3 番は斐川町坂田の土地です。所有者は遠隔地に居住しており、耕作不便であることから隣接宅地に転居する方から取得希望が出ている土地です。こちらについては、6月18日に斐川町出東地区の勝部農業委員、安食推進委員および隣接地区の高橋農業委員と事務局職員で現地確認を行いました。公図と写真をご覧ください。申出地は宅地に付随する小さな土地です。また北側に広がる農地とはブロックおよび用水路で区切られており、該当地に進入するには希望者の敷地内を通行しなければならない土地でした。取得後は野菜等を栽培予定のことです。

個別事案の説明は以上になります。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、各地区農業委員から補足をお願いします。

遊木委員　1番について、6月13日に塩野農業委員、吾郷推進委員と現地の確認を行いました。先ほど説明のとおり、別段面積が適用できる土地であることを確認しました。

原委員　　2番について、先ほどの説明のとおりで、補足はございません。

若槻委員　3番について、資料14ページにありますとおり、以前は竹が繁茂していた状況ですが、掘り起こしたりして、畑として利用できるようになっていました。

担い手が耕作するような土地ではなく、隣接の方が耕作するのが良いと考えます。

遊木委員　　4番について、6月13日に先ほどの説明のとおり、現地確認を行いました。

塩野委員　　5番について、先ほどの説明のとおりで、補足はございません。

岡委員　　6番について、6月7日に現地調査を行いました。今、取得希望者が借りておられ、きちんと管理されていました。別段面積の適用は良いと考えます。

恩村委員　　7番について、現地確認を行い、別段面積を適用は良いと考えます。よろしくお願いします。

議　　長　　8番について、4、5年前までは利用権設定がされていましたが、非常に耕作条件が悪い土地で、担い手が耕作されなくなり荒れた状態でした。この度、空き家を取得される方が、隣接農地も合わせて取得されるものです。

　　9番について、所有者は県外在住のため耕作できないことから、親戚の方に譲って、耕作をしてもらいたいということです。

大梶委員　　10番、11番について、5月28日に現地調査を行いました。出席の農業委員、推進委員一致で了解したものです。

江角委員　　12番について、所有者と取得希望者は親戚関係にあり、これまで取得希望者が野菜を栽培しています。取得希望者に所有権移転をしたいとの相談があり申出に至ったものです。現地確認を地元及び隣接の農業委員、推進委員で行っています。また、所有農機具についても間違いがないことを確認しています。現地はきちんと管理がされています。

勝部委員　　13番について、事務局の説明のとおりで、補足はございません。

議　　長　　事務局並びに担当地区農業委員から補足説明をいただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。  
議第81号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。  
よって議第81号を承認いたします。  
午前の審議は以上で終了としますが、先ほどの農振計画の変更で農業振興課に調査等を行っていただいた点について、農業振興課から説明をお願いします。

金山主任 排水について、斐川支所産業建設課に確認したところ、南側の排水路に全て落とすことは、先に説明した通りですが、排水路が新川中央線をくぐって、後谷川に流れます。後谷川は新建川の上流となっています。つまり、新建川の上流に流すことになります。暗渠については1.5×1.5のカルバート構造のものです。流量については問題がないとのことです。

議長 今、説明いただきましたが、ご質問はございませんか。

議長 排水の件が問題とならないよう進めていただきますようお願いします。  
以上で休会とします。午後は農地パトロールの説明会の後に審議を再開します。

(休会)

議長 審議を再開します。  
議第81号宍道湖西岸地区広域産地収益力向上基盤整備基本構想について、を議題といたします。担当課から内容について説明をお願いします。

深津室長 農業委員の皆様には、宍道湖西岸地区国営土地改良事業について、土地改良事業の参加資格者ということで、新年度早々に総会を開催、承認いただきありがとうございました。現在、99%の方から参加同意をいただいております。来月には、施行申請を行う予定となっており、準備を進めているところです。

議第82号については、関係機関とのこれまでの議論を踏まえまして、事業実施区域におきます農地の状況や課題を整理するとともに、収益性の高い農業

体制を確立するための方向性などにつきまして基本的な考え方をまとめたものです。基本構想は、地元推薦人が提出する施行申請書に合わせて本市が提出するものです。策定に当たりましては、中国四国農政局中國土地改良調査管理事務所において取りまとめをいただいております。内容及びこの構想の柱となる部分につきましてご説明をさせていただきます。

なお、基本構想の提出に当たっては、農業委員会をはじめ県、土地改良区、JAなどの関係機関から意見を聴くことと実施要領に規定されていますので、本日、議案として提出したものです。

議案については、中四国農政局から説明をさせていただきます。

松岡課長 基本構想について、ご説明いたします。

広域産地収益力向上基盤整備基本構想は、国への施行申請に合わせて提出されるものです。これは、宍道湖西岸地区の産地力向上に向けた取り組みを示すもので、出雲市が策定するものです。宍道湖西岸での成果目標等を定めて、その達成が見込まれることが採択要件となっております。

事業概要としましては、区画整理及び農業用排水事業を一体的に実施するものです。面積は、区画整理事業が受益地447.6ha、農業用排水事業が455.4haです。

基本構想の中で位置付ける成果目標等については、2ページから書いておりますように、耕作放棄地解消及び発生防止を事業の実施によって進めていくものです。2ページには現在の耕作放棄地の面積及び昨年実施したアンケートの結果によりこのまま何も手を打たなければ、耕作放棄地となるおそれがあるとの回答等を踏まえて書いています。3ページには解消方法を記載しています。基本的には、地区の扱い手へ集積させて、整備と併せて農地として活用していくことで整理しています。4ページ、耕作放棄地の解消に必要な整備の方針についてですが、宍道湖西岸地区において実施していく基盤整備の内容を記載しています。基盤整備の標準区画は1haと併せて排水整備を行うこととしています。5ページには解消計画を載せていますが、工事の進捗により解消していくことを示しています。

2つ目のこの地区の成果目標として、農地の集積・集約を進めていくことを挙げていますが、集積計画として載せています。集積率89%まで引き上げていく考えです。

6ページです。ここからは、営農計画についてです。これについては、地元で議論されてきたことを反映しています。7・8ページでは、営農計画の実現に向けて取り組む数値目標や取組の内容です。宍道湖西岸では、米の生産コスト削減と高収益作物への転換を事業実施に合わせて目標として実施していくものとして、基本構想の中で位置付けています。7ページに書いておりますとおり、出雲ブランドの生産・流通の拡大を行うこと、コスト削減については、サポートセンターの活用が決定されておりますので、サポートセンターの活用により、営農の省力化・経営の合理化を進めることとしています。

基本構想の主な内容については以上です。

議長 今、説明をいただきましたが、何か質問、ご意見はございませんか。

大梶委員 農業委員会が意見を出した後の流れについて、教えてください。

松岡課長 来月早々に、地区の申請人から国に施行申請がされます。これに合わせて基本構想も添付し提出することになります。基本構想の策定するために、農業委員会等の関係機関の意見を聞くものです。

農業委員会等の意見も付けて提出するようになります。

深津室長 補足をさせていただきます。現在、それぞれの関係機関に照会中ですが、基本構想については、あくまでも基本的な考え方をまとめたものです。地元の農家をはじめ、県、JA等の関係機関とこれまで議論を重ねてきたものをまとめたものであることをご承知いただきたいと思います。

今後、工事が進むと必然的に実効ある計画を定める必要があると考えています。いただいた意見は、今後の実践的・実効ある計画に生かしていきたいと考えます。

岡委員 平田地内に湯谷川がありますが、湯谷川の拡幅やそれに伴う立ち退きの時期はいつごろになりますか。

松岡課長 この件については、これから事業所ができて、実施設計をしていきますので、この中で細部の調整を行うようになりますので、今の段階では回答はできませ

ん。

岡委員 西代地区を最初に計画、実施されるということを聞いていますが、排水対策をいかに行うかは、湯谷川に排水を流すことになると考えますが、これを行わないと解決されないと思いますがどうでしょうか。

半年くらい前の説明会以後の進捗状況はどうでしょうか。

松岡課長 この点については実際工事する者としっかり議論をさせていただいて、地区的皆さんと話をしながら進めさせていただきたいと考えています。

竹内委員 平田には船川がありますが、船川と田との高低差がほとんどありません。排水対策をされて、乾田化がされますか。小豆等を栽培されるようですが、排水対策については万全でしょうか。

松岡課長 高収益作物を生産する上で、排水改良は必要ですので、排水ポンプの設置など対策はしていく考えです。

大槻委員 農地の担い手への集積についてですが、予定者等についてはどうでしょうか。

松岡課長 県普及部、市、地元の方などとどういった方が担い手となって、どのくらい集積していくのか、具体的に詰めておられる段階です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

議長 それでは、議第82号宍道湖西岸地区広域産地収益力向上基盤整備基本構想について、承認される方の挙手を求めます。

議長 よって、議第82号を承認します。

次に、議第83号農泊事業実施に係る農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める市町村計画の変更について、を議題とします。観光課の担当者から説明をお願いします。

木村主任 議第83号についてご説明します。

議案の趣旨についてですが、出雲市における農泊事業の実施・推進にあたり、平成18年度に作成した農山漁村滞在型余暇活動のための促進に関する法律（余暇法）に定める市町村計画について、所要の計画変更が必要となったため、農業委員会にお諮りするものです。

農泊事業についてですが、國の方では日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域との人々との交流を楽しむ、これを農泊と定義されていますが、これを推進することとされ、観光政策の一部として農泊が位置付けられています。具体的には、農林水産省が所管する交付金、農山漁村振興交付金に農泊事業の補助事業が昨年度新設されました。具体的な利用方法としては、古民家を活用した宿泊施設、レストラン、体験施設等の施設整備などに交付金を交付するものです。出雲市における農泊事業の動きについてですが、民間事業者が事業主体となって、國の交付金を活用した古民家を改修する宿泊施設の整備が計画をされています。民間の事業ですが、國の交付金受け皿となる協議会を設立しなければなりません。市もこの協議会に加入することになります。続いて、余暇法・市町村計画についてですが、緑豊かな農村地域においての自然や文化、人々の交流を楽しむ滞在型余暇活動、グリーンツーリズムとも言いますが、これを法的に支援するために、余暇法が平成7年に施行されています。このグリーンツーリズムの具体的な方向を示すものとして、5条で市町村計画を作ることになっており、出雲市では平成18年度に市町村計画を策定しています。この度、この市町村計画を変更させていただく理由ですが、國の交付金を活用した宿泊施設の整備を計画しているが、交付金の対象が、原則、事業実施主体が所有する施設が基本的には補助対象となります。ただし、空き家等を宿泊施設に改修するもので、一定の期間活用され、かつ、余暇法に定める市町村計画に記載された施設であれば、賃借物件でも補助対象となります。現在、民間事業者が主体となって計画を作つておられます、ほとんどは買い取りですが、一部賃借物件となるものがあり、交付金を活用した施設整備を推進するために、市町村計画に当該賃借物件を記載する必要があるため、余暇法に基づく市町村計画を変更させていただくものです。余暇法の規則の規定に、市町村計画を策定・変更するときは農業委員会の意見を聴くこととされております。具体的な計画の変更内容についてですが、資料の6ページに載せてあります。農作業体験施設等の整備計画ですが、猪目、平田、鷺浦地区で宿泊施設の整備を行うものです。

場所については、整備計画図の3ページから6ページに載せています。今回は、農泊事業を進める上で計画変更が必要となったため追加していますが、これ以外にも変更が必要な所があります。計画の策定が平成18年度であるため、その後、平成23年に斐川町と合併があったり、その他情報が古いものについては変更させていただいておりますが、今回の変更の主な所は、宿泊施設の追記です。今回の変更は、農振計画の変更や農地転用を伴う場合も想定されるため、市町村計画の策定・変更に当たっては農業委員会の意見を聞くこととされており、法が想定していることと考えられますが、今回は、農地転用等はなくあくまでも古民家を改修し、農泊事業で活用することであり、直接農地等の利用に関わるものではございません。しかしながら、法の規定により、農業委員会の意見を聞くものです。

よろしくお願いします。

議長　　ただ今担当の方から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

津戸委員　6ページの新しい施設について、農業の体験施設とありますが、どのような体験ができますか。

木村主任　農泊と言っていますが、農業に限らず漁業に関する体験メニューも含まれています。漁業が中心となるとは思いますが、農が全く無いとも言えません。今後、農業、漁業も含めてメニューを検討するようになります。

江角委員　事業主体はどなたか分かりますか。

木村主任　●●●という事業者です。全国的に事業を展開されているところです。この事業者が、3か所で事業を行われます。

江角委員　地元の方ではないのですね。

木村主任　県外の会社です。

議長 ほかに意見・質問はございませんか。

議長 特に意見もないようですので、議第83号農泊事業実施に係る農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める市町村計画の変更について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全委員。よって、議第83号を承認いたします。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時30分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

農業振興課

佐藤係長

農林水産省中国四国農政局土地改良調査管理事務所

松岡課長、大沼係長

国営事業対策室

深津室長、三島室長補佐

観光課

大野課長補佐、木村主任

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員